

宇多津町古民家利活用事業「うたづお試し古民家ショップ」 利用者募集要領

1. 事業の目的

宇多津町では、町内の未利用古民家を活用し、町内で起業または開業を目指す方や地域での実践活動を試みる方に、短期間の商業活動の場を提供し、地域における新たな事業の創出を支援するとともに、地域における賑わい創出と地域活性化を図ることを目的として、宇多津町古民家利活用事業「うたづお試し古民家ショップ」を実施します。実施にあたり、古民家の利用者を募集します。

2. 募集物件

利用者を募集する古民家は次のとおりです。

名称	所在地	設備	駐車場	備考
古民家A	宇多津町 2224 番地	室内照明、空調設備、 トイレ、厨房設備（冷蔵庫、シンク、調理台、ガスコンロなど）	なし	
古民家B	宇多津町 2132 番地	室内照明、空調設備、 トイレ、厨房設備（冷蔵庫、シンク、調理台、IH コンロなど）	1～2 台分 あり	
古民家C	宇多津町 2228 番地	室内照明、トイレ、厨房設備（シンク、調理台、ガスコンロなど）	なし	設備上の制約により、古民家内で調理して提供する飲食営業は不可

※Wi-fi 環境は全ての物件で整備されていません。

※各物件の内装、設備、利用可能範囲等は、現地見学でご確認ください。

3. 募集業種

(1) 対象業種

- ・小売業
- ・サービス業（飲食業を含む）
- ・その他ワークショップ、教室、講座、体験型サービス等で町長が適当と認めるもの

※食品を取り扱う業種については、保健所による営業許可又は営業届出が必要な場合があります。別紙「食品を取り扱う場合の注意点・FAQ」を参照のうえ、管轄の保健所（中讃保健福祉事務所）まで事前にご相談ください。

(2) 対象外業種

次のいずれかに該当する業種は対象外です。

- ・騒音、振動又は悪臭等、周辺環境を著しく損なうおそれのあるもの
- ・建築物または設備の工事を必要とするもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業
- ・政治または宗教に係るもの
- ・その他町長が適当でないと認めるもの

4. 応募資格

次のすべてに該当する、法人、団体または満 18 歳以上の個人とします。

- ・町内において古民家を活用いた事業を行う意欲があるもの
- ・利用期間中、自らの責任において事業を運営することができるもの
- ・必要な許認可、届出、登録等を営業開始前までに取得または完了できるもの
- ・地域住民や周辺環境に配慮し、円滑な運営ができるもの

※ただし、次のいずれかに該当する場合は応募できません。

- ・暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するもの
- ・申請時において町税の滞納があるもの
- ・その他、町長が適当でないと認めるもの

5. 利用条件

(1) 利用期間・営業日数条件・営業可能時間

	利用期間 ※令和 9 年 1 月 31 日 まで	営業日数条件	営業可能時間
古民家 A	1 日以上 1 カ月以内	利用期間に応じて、次の日数営業すること。 1 日～1 週間未満：週 1 日以上 1 週間～2 週間未満：週 2 日以上 2 週間～1 カ月以内：週 3 日以上	午前 9 時～ 午後 7 時まで
古民家 B	1 日以上 1 週間以内	1 日以上	※原則 1 日 4 時間 以上営業すること。
古民家 C			

※ただし、町長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

※利用期間には、準備期間および原状回復期間を含みます。

※古民家 A・B について、営業ができない特定の日があります。申請時にご確認ください。

(2) 遵守事項

利用に当たっては、次の条件を遵守してください。

- ・申請した事業以外の用途に使用しないこと
- ・申請者本人が営業を行うこと
- ・申請者同士によるシェア利用はしないこと
- ・寝泊まり、居住、生活の場として利用しないこと
- ・利用許可の転貸、又貸し、権利譲渡をしないこと
- ・設備や備品の無断改修、廃棄、変更等をしないこと
- ・法令又は公序良俗に反する行為をしないこと
- ・危険物の持ち込み、保管、使用をしないこと
- ・火気を使用する場合、事前に町の承認を受けること
- ・営業で発生したごみは、利用者が責任をもって適正に処理すること
- ・無人販売、事務所利用等でないこと
- ・保健所等の関係機関による許認可、届出、登録等が必要な場合は、営業開始前までに取得または完了すること
- ・その他、町長が定める条件を遵守すること

6. 費用

(1) 利用料

利用料は無償です。

(2) 光熱水費

光熱水費は無償です。

(3) 利用者負担となる費用

次の費用は、原則として利用者負担です。

- ・清掃費
- ・保険料
- ・許認可取得に要する費用
- ・商品、備品、消耗品、什器等の費用
- ・搬入搬出費用
- ・営業によって生じたごみ処理に要する費用
- ・利用者の責めに帰すべき損壊・汚損の修繕費
- ・退去時の現状復旧に要する費用
- ・その他事業実施に必要な費用

7. 応募方法

(1) 応募期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 12 月 28 日（月）まで

※午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土日祝日を除く。）

(2) 提出先

宇多津町まちづくり課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

(3) 提出方法

原則として持参

(4) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

書類名	備考
利用申請書（様式第 1 号）	
事業計画書（様式第 2 号）	
誓約書（様式第 3 号）	
履歴書（任意様式）	申請者が個人の場合のみ
本人確認書類の写し	申請者が個人または団体の場合のみ 申請者が団体の場合は団体の代表者のもの
登記事項証明書の写し	申請者が法人の場合のみ
定款の写し	申請者が法人の場合のみ
会則または規約等	申請者が団体の場合のみ
町税に滞納がないことを証する書類	町税務課で取得

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・申請に要する経費は、申請者の負担とする。
- ・申請書類は返却しない。

(6) 現地見学

希望者には、事前予約により現地見学を行います。見学希望者は、応募期間中に宇多津町まちづくり課（TEL：0877-49-8009）までご連絡ください。日程については調整のうえ、改めてご連絡します。

※古民家は現状有姿での貸出しを前提とするため、設備の制約があります。可能な限り、事前に現地見学を行うことを推奨します。

8. 選考方法

- (1) 応募期間中に提出された申請書類は、先着順にて順次審査を行います。
- (2) 必要に応じて、面談または事業説明を求めることがあります。
- (3) 選考にあたっては、次の点を総合的に審査します。
 - ・ 事業内容の実現性
 - ・ 地域のにぎわい創出への寄与
 - ・ 古民家施設との適合性
 - ・ 周辺環境への配慮
 - ・ 必要な許認可取得の見込み
- (4) 審査結果は、申請者に通知します。

9. 利用決定後の手続き

利用決定者は、次の手続きを行ってください。詳細な手続きは、利用決定時に改めて通知します。

- ・ 町との利用契約の締結
- ・ 必要な許認可、届出、登録等の取得
- ・ 利用ルールの確認

10. 利用開始後の義務

利用者は、次の事項を遵守してください。

- ・ 営業日、営業時間を守ること
- ・ 施設、設備を適切に使用し、損壊・汚損した場合は直ちに報告すること
- ・ 町が求める場合は、営業状況等を報告すること
- ・ 契約満了時には原状回復を行うこと
- ・ 帳簿等を整備し、収支を明確にして当該書類を 5 年間保存すること
- ・ 町が求める報告、調査、協力要請に応じること
- ・ その他契約及び要綱、利用ルールを遵守すること

11. 原状回復

利用者は、契約満了日までに古民家内の物品を撤去し、清掃及び原状回復を行ってください。

12. 実績報告

利用者は契約満了後 30 日以内に実績報告書（様式第 9 号）に事業報告書（様式第 10 号）を添えて提出してください。

13. 取消し・退去

次のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消し、利用の中止及び退去を命じることがあります。なお、利用決定の取消し等によって、利用者に損害が生じた場合でも、町はその責任を負いません。

- ・申請書類に虚偽の記載があったとき
- ・申請内容以外の用途に古民家を利用したとき
- ・契約又は要綱に違反したとき
- ・施設の管理上支障があると認められるとき
- ・町の指示に従わないとき
- ・その他町長が適当でないと認めたとき

14. その他

- (1) 申請前に、必ず募集要領、要綱、利用ルールを確認してください。
- (2) 飲食、物販、施術等の業種によっては、保健所、消防署等への手続きが必要です。
- (3) 必要な許認可を取得できない場合は、利用できません。
- (4) 利用に伴う収益及び損失は、利用者に帰属します。
- (5) 利用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品等を損傷し、又は汚損させ、若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 利用に関しての事故、苦情、紛争、損害等については、利用者の責任において解決するものとし、町はその責任を負いません。
- (7) 施設の維持管理上必要な範囲で、町が営業中止又は営業時間短縮を求める場合があります。
- (8) この要領に定めのない事項については、町が別に定めます。

15. お問い合わせ・提出先

宇多津町まちづくり課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

TEL：0877-49-8009（直通） FAX：0877-49-0515